

受動喫煙防止法と小児の現在および将来の健康

いずみ 泉 のぶ お 夫

キーワード：小児，secondhand smoke 暴露，thirdhand smoke 暴露，
包括的受動喫煙防止法，標準的狀態

要 旨

喫煙者は有害な secondhand smoke (SHS) を他者に暴露させるだけでなく、喫煙する姿を若者に見せることで、若者を喫煙者に引きずり込むことになる。厳しい包括的な smoke-free 法は禁煙を促し、家庭内の禁煙規則に繋がり、小児においては早期産児・極低出生体重児を減らす、また、気管支喘息発作入院を減らす evidence が積み上げられている。

受動喫煙防止法の厚生省改正案も、SHS 暴露の減少にのみに目を向けており、真に smoke-free 法の意義を解してはいない。次国会に持ち越された法改正では、喫煙専用室などは設けず、WHO の提唱する包括的 smoke-free 法にすべきである。

はじめに

2020年の東京五輪・パラリンピックの開催を機に日本の受動喫煙防止対策を強化すべく、3月1日に厚生労働省は健康増進法改正案の骨子を発表した¹⁾。これも世界基準からみると不徹底であるが、さらに骨抜きを狙う反対議員団と平行線のまま、2017年度国会では審議されることなく閉会した。

受動喫煙防止法は、単に小児を含む非喫煙者を、二次環境煙（副流煙＋喫煙者の呼気）の吸引によ

る健康被害から守るだけでなく、若者の喫煙開始を減らす効果なども合わせ持つことは前稿で触れた²⁾。本稿では受動喫煙防止法の、特に小児における意義について今少し深く文献に当たり、まとめた。

I. 次世代を Tobacco-Free にする

1. WHO FCTC と米国 the Surgeon General's Reports

WHO FCTC（たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約）は2005年に発効し、日本も発効当初からの締約国である。その第3条にある目的には「…たばこの使用とたばこ煙への暴露を継続的かつ実質的に減らし…現在および将来世代を護る」

Nobuo IZUMI

出雲市

連絡先：〒693-0021 出雲市塩冶町909-3

出雲市